

○宇多津町企業誘致条例施行規則

平成16年6月23日規則第23号

改正

平成17年3月1日規則第2号
平成19年3月28日規則第3号
平成24年3月21日規則第4号
平成27年9月18日規則第9号
令和4年12月14日規則第17号

宇多津町企業誘致条例施行規則

宇多津町企業誘致条例施行規則(昭和60年規則第15号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宇多津町企業誘致条例(昭和60年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(観光施設及びまちづくり会社)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 展望施設（高みより修景を展望することを目的として造られた建造物で、一般公衆の利用に供するものをいう。）
- (2) 遊園施設（一定の広さを有する場所に樹木、池その他の自然の環境を有し、かつ、各種遊戯施設(硬貨、カード又は遊戯用メダル投入式娯楽装置のみを設置する施設を除く。)を配置し、一般公衆の利用に供する施設をいう。）
- (3) 美術館（美術品を相当数収蔵し、展示し、これらを組織的に一般に公開する施設をいう。）
- (4) 水族館（魚類又は水生動物等を相当数集め、飼育し、これらを組織的に一般に公開する施設をいう。）
- (5) 映画館（映画を観客に観せることを主目的とした施設をいう。）
- (6) 複合観光施設（一定の場所に前各号に掲げる施設の設置とともに、物品販売施設、温泉施設、飲食施設及びその他町長が特に認める施設を設置することにより、全体として一体的かつ複合的に観光旅行者の利用に供されるもので、統一した名称を使用する施設群をいう。）

2 条例第3条第7号の規則で定めるまちづくり会社は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) まちづくり会社の本店所在地を町内に有すること。
 - (2) 5名又は5社以上の出資によって設立された法人であること。
 - (3) 出資者のうち、町内に住所を有する個人又は町内に本店所在地を有する法人が過半数を占めていること。
 - (4) 出資者に町民税及び水道料金の滞納のないこと。
- (指定の申請)

第4条 条例第3条第4項の規定による申請は、当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日、あるいは倒産若しくは閉鎖された対象施設の事業を再開する日の30日前までに、助成対象企業指定申請書(第1号様式)を提出して行わなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、施設の設置に係る工事の着手に伴う申請は、当該施設の事業を開始する日の30日前までに申請書を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該対象施設の位置図及び平面図
 - (2) 環境施設等の設置を記載した書類
 - (3) 公害防止対策を記載した書類
 - (4) 当該対象施設を構成する家屋及び償却資産の取得価額、又は賃借料及び賃借期間を証明するに足る書類
 - (5) 定款及び登記事項証明書
 - (6) 最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書又は損失金処理計算書、その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (7) 法人の沿革及び現況を記載した書類
 - (8) その他町長が必要と認める図書
- (企業誘致審査会)

第5条 企業誘致審査会は、副町長ほか、町長の指名する者をもって構成する。

(指定の通知)

第6条 町長は、条例第3条第5項の指定をしたときは、助成対象企業指定書(第2号様式)を交付するものとする。

2 町長は、条例第3条第6項により指定に条件を付したときは、前項の指定書にその条件を記載するものとする。

(営業の廃止又は休止の届出)

第7条 指定企業は、当該対象施設の営業を廃止又は1年以上休止した場合は、遅滞なく営業(廃止・休止)届出書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付の申請)

第8条 条例第6条第1項の規定による助成金の交付を受けようとする指定企業は、当該対象施設の設置に対し新たに固定資産税が課される年度から3年間に付き、それぞれの年度において当該対象施設に係る固定資産税を完納した後、速やかに助成金交付申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該対象施設を構成する家屋及び償却資産の取得価額、又は賃借料及び賃借期間を証明するに足る書類
- (2) 当該対象施設の町内常用雇用者の数を証明するに足る書類
- (3) 納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める図書
(助成金交付決定の通知)

第9条 町長は、条例第6条第2項の規定により助成金の交付決定をしたときは、助成金交付決定通知書(第5号様式)を交付するものとする。
(権利義務の承継の承認申請)

第10条 条例第9条第1項の規定による申請は、承継の日から30日以内に権利義務承継承認申請書(第6号様式)を町長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(権利義務の承継承認通知)

第11条 町長は、条例第9条第1項の承認をしたときは、権利義務承継承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。
(証票の様式)

第12条 条例第10条第2項に規定する証票は、第8号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月1日規則第2号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月18日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和4年12月14日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

助 成 対 象 企 業 指 定 申 請 書

年 月 日

宇多津町長 殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名） ㊟

宇多津町企業誘致条例第3条第1項の規定により助成対象企業の指定を受けたいので
同条第4項の規定に基づき申請します。

- 1 対象施設の名称
- 2 対象施設の所在地
- 3 事業開始及び再開に伴う（予定）事業費
 - 家屋及び償却資産に係る投下固定資産額 円
 - 町内常用雇用者の予定人数 人
 - 家屋及び償却資産に係る年間賃借料 円
- 4 事業の営業内容
- 5 対象施設設置工事着手等の時期
 - 工事着手、譲受け、賃借の契約又は事業再開予定年月日
- 6 添付書類の目録
 - (1) 当該対象施設の位置図及び平面図
 - (2) 環境施設等の設置を記載した書類
 - (3) 公害防止対策を記載した書類
 - (4) 当該対象施設を構成する家屋及び償却資産の取得価額、又は賃借料及び賃借期
間を証明するに足る書類
 - (5) 定款及び登記事項証明書
 - (6) 最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書又は損失金処
理計算書、その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (7) 法人の沿革及び現況を記載した書類
 - (8) その他町長が必要と認める図書

助 成 対 象 企 業 指 定 書

住所
氏名 (法人にあっては、その名称
及び代表者の氏名)

宇多津町企業誘致条例第3条の規定により助成対象企業として指定します。

年 月 日

宇多津町長 印

- 1 指定番号 第 号
- 2 対象施設の名称
- 3 対象施設の所在地
- 4 指定の条件

営業（廃止・休止）届出書

年 月 日

宇多津町長 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称

及び代表者の氏名） 印

次の事業所における営業を（廃止・休止）したので宇多津町企業誘致条例施行規則第7条の規定に基づき届けます。

1 指定年月日及び番号

2 対象施設の名称

3 対象施設の所在地

4 営業開始（再開）年月日
年 月 日

5 廃止・休止年月日
年 月 日

6 廃止・休止の理由

7 営業を廃止した場合にあっては、廃止後の跡地の利用方法

8 営業を休止した場合にあっては、営業再開予定年月日
年 月 日

助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

宇多津町長 殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名） ㊞

宇多津町企業誘致条例第4条第1項の規定による助成金の交付を受けたいので、同条例第6条第1項の規定に基づき関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 指定年月日及び番号
- 2 対象施設の名称
- 3 対象施設の所在地
- 4 営業開始（再開始）年月日
- 5 対象施設の新設（改装）工事完了年月日
- 6 交付を受けようとする助成金額及び算定基準

(1) 誘致促進助成金

- ①家屋及び償却資産に係る投下固定資産額 円
- ②家屋及び償却資産に係る年間賃借料 円
- ③町内常用雇用者数 (平均 人)

年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人
年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人

*助成金交付申請を行う年の1月1日に、町内に住所を有する者に限る。

(2) 事業所再開助成金

- ①家屋及び償却資産に係る投下固定資産額 円
- ②家屋及び償却資産に係る年間賃借料 円
- ③町内常用雇用者数 (平均 人)

年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人
年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人	年 月末 () 人

*助成金交付申請を行う年の1月1日に、町内に住所を有する者に限る。

添付書類

- (1) 当該対象施設を構成する家屋及び償却資産の取得価額、又は賃借料及び賃借期間を証明するに足る書類
- (2) 当該対象施設の町内常用雇用者数を証明するに足る書類
- (3) 納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める図書

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

住所

氏名（法人にあっては、その名称
及び代表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について次のとおり決定します。
ので、字多津町企業誘致条例施行規則第9条の規定に基づき通知します。

年 月 日

字多津町長 印

1 指定年月日及び番号

2 対象施設の名称

3 対象施設の所在地

4 助成金 年度分誘致促進助成金 円

年度分事業所再開助成金 円

5 交付の条件

権 利 義 務 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

宇多津町長 殿

住所

氏名(法人にあっては、その名称

及び代表者の氏名) 印

宇多津町企業誘致条例第9条の規定により、次のとおり権利義務の承継をしたいので
宇多津町企業誘致条例施行規則第10条の規定に基づき申請します。

1 指定年月日及び番号

2 対象施設の名称

3 対象施設の所在地

4 被承継者

住 所

氏 名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

5 承継の年月日

年 月 日

6 承継に関する事実

(添付書類)

権 利 義 務 承 継 承 認 通 知 書

住所

氏名(法人にあっては、その名称
及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった権利義務の承継については、宇多津町企業誘致条例第9条第2項の規定により次のとおり承認したので、通知します。

年 月 日

宇多津町長

印

1 対象施設の名称

2 対象施設の所在地

3 承継の内容

承継人の住所及び氏名

被承継人の住所及び氏名

指定年月日及び番号

承継年月日

承継を受ける助成金の種類

(表)

身 分 証 明 書		第	号
写	所 属		
真	職 名		
	氏 名		
上記の者は、宇多津町企業誘致条例第10条第1項の規定による立ち入り調査をすることができる職員であることを証明する。			
		年 月 日発行	
		宇多津町長	印

(裏)

宇多津町企業誘致条例抜粋

第10条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又は当該職員に当該事業所等に立ち入り、関係帳簿等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。